

保育所等関係者の皆様

令和3年8月2日から31日までの間、千葉県は緊急事態措置を実施すべき区域とされました。

保育所等は、保護者が働いており、家に1人でいることができない年齢の子どもが利用するものであり、社会を安定的に維持するために必要不可欠な施設であることから、原則開所していただくとともに、以下の留意事項を参照していただき、引き続き感染防止の徹底をお願いします。

新型コロナウイルス感染症にかかる留意事項

○日々の健康管理

毎日の検温を徹底し、発熱や呼吸器症状があるなど体調不良の場合は登園を控えていただく等家庭と連携を図るようにしてください。ただし、呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染性によるものでないと医師が判断した場合はこの限りではないことや発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることに留意してください。

また、保育士等職員は自ら毎日の健康観察(体温測定、咳やだるさ、味覚や嗅覚異常等の自覚症状の有無)を行い、体調不良を感じた場合は、出勤は控えるように管理者から周知徹底してください。

○手洗い等により手指を清潔に保つ

液体せっけん等を用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行ってください。

○施設内の消毒

手が触れる机やドアノブなど物の表面には、消毒用アルコールのほか、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒が有効です(次亜塩素酸ナトリウムについては、吸引すると有害であり、噴霧は行わないでください)。

○定期的な換気

2方向の窓を開け、数分程度の換気を1時間に2回程度行うことが有効です。窓が1つしかない場合は、部屋のドアを開けて、扇風機などを窓の外に向けて設置すると効果的です。

室内で多くの子どもたちが集まる場合には、こまめな換気が重要です。

令和3年8月

千葉県健康福祉部子育て支援課